

## 【表紙】

【発行登録追補書類番号】 5 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和 6 年 9 月 12 日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行  
( Australia and New Zealand Banking Group Limited )  
( Australian Business Number 11 005 357 522 )

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 ( Group Treasurer )  
エイドリアン・ウェント ( Adrian Went )

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、  
コリンズ・ストリート833、9階、ANZセンター・メルボルン  
( ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street,  
Docklands, Victoria 3008, Australia )

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善  
弁護士 海江田 光

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
T M I 総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

**【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】**

社債

**【今回の募集金額】**

オーストラリア・ニュージーランド銀行第12回円貨社債(2024)

1,104億円

オーストラリア・ニュージーランド銀行第13回円貨社債(2024)

516億円

**【発行登録書の内容】**

提出日	令和5年3月2日
効力発生日	令和5年3月10日
有効期限	令和7年3月9日
発行登録番号	5 - 外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

**【これまでの募集実績】**

(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし				
実績合計額		0円	減額総額	0円

**【残額】**

(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 5,000億円

(発行残高の上限を記載した場合)

番号	提出年月日	募集金額	償還年月日	償還金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当なし						
実績合計額	該当なし	償還総額	該当なし	減額総額	該当なし	

**【残高】**

(発行残高の上限 - 実績合計額 + 債還総額 - 減額総額) 該当なし

**【安定操作に関する事項】**

該当事項なし

**【縦覧に供する場所】**

該当事項なし

(1) 別段の記載がある場合を除き、本書において「当行」、「ANZBGL」または「発行会社」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行 (Australia and New Zealand Banking Group Limited) を意味し、「ANZ」、「当グループ」または「ANZBGLグループ」とはオーストラリア・ニュージーランド銀行とその子会社を意味する。別段の記載がある場合を除き、本書において「ANZGHL」とはANZグループ・ホールディングス・リミテッド (ANZ Group Holdings Limited) を意味し、「ANZGHLグループ」とはANZグループ・ホールディングス・リミテッドとその子会社 (ANZ BH Pty Ltd、ANZBGL、ANZ Group Services Pty LtdおよびANZ NBH Pty Ltdを含む。) を意味する。別段の記載がある場合を除き、「ANZグループ」とは、( ) 2023年1月3日前については、オーストラリア・ニュージーランド銀行とその子会社、および( ) 2023年1月3日以降については、ANZGHLとその子会社を意味する。

(2) 別段の記載がある場合を除き、本書において「オーストラリア」とはオーストラリア連邦を意味する。

(3) 本書に別段の記載がない限り、または文脈上別に解すべき場合でない限り、本書において「セント」、「ドル」、「豪ドル」または「オーストラリアドル」とはオーストラリア連邦の法定通貨を、「日本円」または「円」とは日本国の法定通貨を意味する。

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

本「第1 募集要項」には、オーストラリア・ニュージーランド銀行（オーストラリア事業番号11 005 357 522）（以下「発行会社」という。）が発行するオーストラリア・ニュージーランド銀行第12回円貨社債(2024)（以下「第12回円貨社債」という。）およびオーストラリア・ニュージーランド銀行第13回円貨社債(2024)（以下「第13回円貨社債」という。）についての記載がなされている。一定の記載事項について、第12回円貨社債および第13回円貨社債ごとに異なる取扱いがなされる場合、または別々に記載した方が分かりやすいと思われる場合には、それぞれの回号の社債ごとに記載内容を分けて記載している。その場合、<第12回円貨社債>および<第13回円貨社債>の見出しの下に記載された「本社債」、「社債の要項」、「本社債権者」、「共同主幹事会社」および「財務代理人」という用語は、それぞれの回号の社債に係る用語を指し、いずれかの回号の社債に関する記述において他の箇所の記載内容に言及する場合は当該回号の社債に関する関係見出しの下に記載される内容を指す。それぞれの回号の社債の記載内容に差異がない場合または一定事項を除き差異がない場合は、それぞれの回号の社債に関する記載内容は共通のものとしてまとめ、かつ例外事項があればこれを示して記載している。まとめて記載した場合、これらの社債、それぞれの社債の社債権者およびそれぞれの社債の要項は単に、それぞれ「本社債」、「本社債権者」および「社債の要項」と総称する。ただし、かかる表示は、それぞれの社債が同一種類の社債を構成することを意味するものではないことに留意されたい。社債の債権者は、かかる債権者が保有するそれぞれの社債に従った当該社債に基づく権利を有する。

## 1 【社債（短期社債を除く。）の募集】

<第12回円貨社債>

銘柄	オーストラリア・ニュージーランド銀行第12回円貨社債(2024)
記名・無記名の別	該当なし（注1）
券面総額または振替社債の総額	1,104億円
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	1,104億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率（%）	年0.793%
利払日	毎年3月19日および9月19日 (ただし、最終の利払日は2027年9月17日)
償還期限	2027年9月17日
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	2024年9月12日
申込取扱場所	別項の引受人の日本国内の本店および各支店
払込期日	2024年9月19日
振替機関（注2）	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号 (以下「保振機構」という。)
公告の方法	本社債に関する一切の公告は、日本国の官報（もし可能であれば）ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。当該公告は、かかる刊行物の刊行日に行われたものとみなされ、もし異なる日に刊行される場合、最初の刊行日に行われたものとみなされる。本社債権者の各自に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人（下記「財務代理人とその職務」に定義される。）がこれを行うものとする。

（注1） 下記「摘要 - I. - (4) 本社債の様式等」に記載のとおり、本社債の社債券（以下「本社債券」という。）は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含む。）（以下「振替法」という。）に規定された例外的な場合を除き、発行されない。

（注2） 保振機構には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなされる。本社債には振替法が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構が隨時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等（以下「保振機構業務規程等」と総称する。）に従って取り扱われる。

<第13回円貨社債>

銘柄	オーストラリア・ニュージーランド銀行第13回円貨社債(2024)
記名・無記名の別	該当なし(注1)
券面総額または振替社債の総額	516億円
各社債の金額	1億円
発行価額の総額	516億円
発行価格	各社債の金額100円につき100円
利率(%)	年0.937%
利 払 日	毎年3月19日および9月19日
償還期限	2029年9月19日
募集の方法	一般募集
申込証拠金	なし
申込期間	2024年9月12日
申込取扱場所	別項の引受人の日本国内の本店および各支店
払込期日	2024年9月19日
振替機関(注2)	株式会社証券保管振替機構 東京都中央区日本橋兜町7番1号 (以下「保振機構」という。)
公告の方法	本社債に関する一切の公告は、日本国の官報(もし可能であれば)ならびに東京都および大阪市において発行される時事に関する事項を掲載する日本語の日刊新聞紙上に各1回これを行う。当該公告は、かかる刊行物の刊行日に行われたものとみなされ、もし異なる日に刊行される場合、最初の刊行日に行われたものとみなされる。本社債権者の各自に対する直接の通知はこれを要しない。発行会社が行うべき当該公告は、発行会社の請求があった場合に、発行会社の費用負担により、発行会社に代わって財務代理人(下記「財務代理人とその職務」に定義される。)がこれを行うものとする。

(注1) 下記「摘要 - I. - (4) 本社債の様式等」に記載のとおり、本社債の社債券(以下「本社債券」という。)は、日本国の社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号。その後の改正を含む。)(以下「振替法」という。)に規定された例外的な場合を除き、発行されない。

(注2) 保振機構には、主務大臣が振替法に従って指定する後継の振替機関が含まれるものとみなされる。本社債には振替法が適用され、本社債の譲渡および本社債に関連するその他の事項については、振替法および保振機構が隨時定める社債等の振替に関する業務規程その他の規則等(以下「保振機構業務規程等」と総称する。)に従って取り扱われる。

## 引受人

<第12回円貨社債>

引 受 人	元引受契約を締結した金融商品取引業者			元引受の条件
	会社名	住所	引受金額	
引 受 人	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	共同主幹事会社が連帶して本社債の発行総額を引受けるので個々の共同主幹事会社の引受金額はない。	本社債の発行総額は、発行会社および共同主幹事会社の間の2024年9月12日付の元引受契約に従って共同主幹事会社により連帶して買取引受けられる。共同主幹事会社に対して支払われる幹事、引受けおよび販売にかかる手数料は、本社債の総額の0.15パーセントに相当する金額である。
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番2号		
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号		
	S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
	(以下「共同主幹事会社」と総称する。)			
合 計			1,104億円	

(注) 引受人のうち三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、以下の金融商品取引業者に、本社債の募集の取扱いを委託する。

名称：ANZ証券株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング31階

ANZ証券株式会社は、当該引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行う。

<第13回円貨社債>

引 受 人	元引受契約を締結した金融商品取引業者			元引受の条件	
	会 社 名	住 所	引受金額		
	大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 9番1号	共同主幹事会社が 連帶して本社債の 発行総額を引受け るので個々の共同 主幹事会社の引受 金額はない。		
	三菱UFJモルガン・スタンレー 証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 9番2号			
	みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5番1号			
	野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 13番1号			
	S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目 3番1号			
	(以下「共同主幹事会社」と総 称する。)				
	合 計		516億円		

(注) 引受人のうち三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、以下の金融商品取引業者に、本社債の募集の取扱いを委託する。

名称：ANZ証券株式会社

住所：東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング31階

ANZ証券株式会社は、当該引受人の委託を受け、本社債の募集の取扱いを行う。

## 財務代理人とその職務

本社債については社債の管理会社は設置されない。

財務代理人・発行代理人兼支払代理人の名称	住 所
株式会社みずほ銀行 (以下「財務代理人」という。文脈上別意に解すべき場合を除き、「財務代理人」の用語はこれらすべての資格で行為する代理人を意味する。)	東京都千代田区大手町一丁目5番5号

## 財務代理人の職務の内容

- (1) 財務代理人は、本社債の社債の要項（以下「社債の要項」という。）、発行会社および財務代理人間の2024年9月12日付の財務および発行・支払代理契約証書（以下「財務代理契約」という。）ならびに保振機構業務規程等に定める義務を履行し職務を行う。財務代理人は、発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務も負わず、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有しない。財務代理契約（社債の要項を含む。）の写しは、本社債の償還期日後1年が経過するまで財務代理人の本店に備えられ、財務代理人の通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。
- (2) 発行会社は、財務代理人の任命を変更または終了することができる。ただし、財務代理人は、後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）が有効に任命されるまで在職する。かかる場合、発行会社は、財務代理人の変更を事前に本社債権者に対し上記「公告の方法」に従って公告する。
- (3) 保振機構が発行会社に対し、財務代理人の発行代理人または支払代理人としての指定を取消す旨の通知をなした場合には、発行会社は、遅滞なく後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人を任命し（ただし、かかる後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が保振機構業務規程等に従って発行代理人および支払代理人として行為する資格を有していることを条件とする。）、その旨を本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。
- (4) 後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人は、かかる任命が有効とされる日をもって、あたかも後任の財務代理人・発行代理人兼支払代理人が社債の要項および財務代理契約において財務代理人として記載されていたのと同様に、前任の財務代理人の地位を承継し、前任の財務代理人と交代し、社債の要項、財務代理契約および保振機構業務規程等に定める財務代理人の義務を履行し職務を行う。

## 利息支払の方法

### <第12回円貨社債>

本社債の利息は2024年9月20日（その日を含む。）から2027年9月17日（その日を含む。）までこれを付し（本項第四段落の規定に従う。）、毎年3月19日および9月19日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。ただし、2027年3月20日（その日を含む。）から2027年9月17日（その日を含む。）までの期間に係る利息は2027年9月17日に支払う。本項において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に支払われる利息の総額は、保振機構業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれを付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠った場合、かかる未償還の本社債の元金額について、償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（保振機構業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人（以下「支払代理人」という。）が、自己が受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口

座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が下記「摘要 - I. - (3) 元金および利息の支払方法」第三段落の規定に従い最終の公告を行った日以後14日間を超えない。

#### <第13回円貨社債>

本社債の利息は2024年9月20日（その日を含む。）から2029年9月19日（その日を含む。）までこれを付し（本項第四段落の規定に従う。）、毎年3月19日および9月19日の2回、各々その日（その日を含む。）までの6か月分を日本円で後払いする。本項において定められた各利払いの日を、以下「利払日」という。

6か月以外の期間の利息については、かかる期間中の実日数について、1年365日の日割計算により支払われる。

各本社債権者に支払われる利息の総額は、保振機構業務規程等に従って計算される。

本社債の利息は、償還期日（その日を含まない。）後はこれに付さない。ただし、発行会社が償還期日に社債の要項に従った本社債の償還を怠った場合、かかる未償還の本社債の元金額について、償還期日（その日を含まない。）からかかる本社債の償還が実際に行われた日（その日を含む。）までの期間中の実日数につき、1年365日の日割計算により、上記に定める利率による利息を日本円で支払う。ただし、その期間は、（保振機構業務規程等における支払代理人の資格において行為する）財務代理人（以下「支払代理人」という。）が、自己が受領した本社債全額の償還のために必要な資金を、本社債の振替を行うため保振機構に口座を開設している関連する機構加入者（以下「機構加入者」という。）に配分した日を超えない。ただし、保振機構業務規程等のもとでかかる支払期日後の配分ができない場合、かかる期間は財務代理人が下記「摘要 - I. - (3) 元金および利息の支払方法」第三段落の規定に従い最終の公告を行った日以後14日間を超えない。

#### 償還の方法

##### (1) 満期における償還

#### <第12回円貨社債>

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2027年9月17日に本社債の金額と等しい金額で償還される。

#### <第13回円貨社債>

本社債は、期限前に償還され、または買入消却されていない限り、2029年9月19日に本社債の金額と等しい金額で償還される。

##### (2) 租税の変更による償還

( ) 本社債の発行日以後に有効となった、( ) オーストラリアもしくはその下部行政区画もしくはそれらのもしくはそれらの域内の課税の権限を有する当局の法令の変更もしくは改正、または( )かかる法令の適用もしくは公権的解釈の変更もしくは修正（管轄裁判所の裁定の結果を含むが、これに限定されない。）の結果、発行会社が下記「摘要 - I. - (7) 租税上の理由による追加支払」に従い、次回の利払日に追加額（下記「摘要 - I. - (7) 租税上の理由による追加支払」に定義される。）の支払義務を負っているまたは負うことになる場合、本社債は、発行会社の選択により下記に記載する事前の取消不能の償還の公告を本社債権者に対し行うことにより、その全部（一部は不可）を本社債の金額と等しい金額に償還期日（その日を含む。）までの経過利息を付して、いつでも償還することができる。ただし、かかる追加額の支払義務が、発行会社がとることが可能な合理的な手段を、発行会社がとることによっては回避できないことを条件とする。「1 社債（短期社債を除く。）の募集」において「オーストラリア」とは、文脈上別意に解するべき場合を除き、オーストラリア連邦ならびにその領土および属領のことをさす。

前段落に従い償還の公告を本社債権者に対して行うに先立ち、発行会社は財務代理人に対し、かかる償還の通知をしなければならず、かかる通知には、発行会社がかかる償還を行う権利があり、発行会社が償還を行う権利の前提条件が成就したことを示す事実を記載した、発行会社の正式に授權された役員1名が署名した証明書、および定評ある社外の法律顧問による、発行会社が前段落に記載される変更または改正の結果、当該追加額の支払義務を負っているまたは負うこととなる旨の意見書を添付しなければならない。

発行会社は、財務代理人に対して行う通知を償還予定期日（かかる償還予定期日は営業日（下記「摘要 - I. - (3) 元金および利息の支払方法」に定義される。）とする。）の少なくとも60日前までに行い、かかる償還予定期日の少なくとも30日前までにこれを本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。ただし、かかる公告は、本社債に関する支払期日が仮に到来したとすれば発行会社が最も早くかかる追加額の支払義務を負うこととなる日の90日より前には行われないものとする。

- ( ) 発行会社が下記「摘要 - I. - (7) 租税上の理由による追加支払」に基づき追加額の支払義務を負うこととなり、オーストラリアの税務に関して定評ある社外の法律顧問の意見によれば、発行会社がオーストラリア法上、当該追加額の全部または一部の支払いを禁じられる場合、発行会社は、財務代理人に対し、発行会社が当該追加額の支払義務を負うにもかかわらず、オーストラリア法上当該追加額の支払いを禁じられる旨および償還予定期日を記載した書面による通知をした上で、( ) 発行会社に追加額の支払義務を生ぜしめる事由の発生（または、もし発行会社が過失なく知らなかつたのであれば実際にその発生を知った日）または( ) 当該オーストラリア法が有効となる日のいずれか遅い方から40日目の日以前であって合理的に可能な限り速やかに、本社債の全部（一部は不可）を本社債の金額と等しい金額に償還期日までの経過利息を付して（ただし、適用あるオーストラリア法に従い）償還する。かかる通知には、発行会社が本社債に関して当該追加額の支払義務を負うこととなり、かつその支払いがオーストラリア法上禁じられている旨ならびにかかる禁止および償還の義務の原因となった事実および事態を合理的な範囲で詳細に記載した、発行会社の正式に授権された役員1名が署名した証明書、ならびにそれに関する定評ある社外の法律顧問の意見書を添付しなければならない。

発行会社は、財務代理人に対して行う通知を償還予定期日（かかる償還予定期日は営業日とする。）の少なくとも30日前までに行い、かかる償還予定期日の少なくとも14日前までにこれを本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。

- ( ) 本(2)に基づいて提供される証明書および意見書は、財務代理人が受領後速やかにかつ償還期日から1年後までの間その本店に備えられ、通常の営業時間に本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。謄写に要する一切の費用はこれを請求する者の負担とする。

本(2)の手続に要する一切の合理的な費用は、これを発行会社の負担とする。

### (3) 買入消却

発行会社およびその子会社は、公開の市場等においていかなる価格でも本社債を隨時買入れ、それらを保持し、転売または消却することができる。ただし、適用法令および保振機構業務規程等において別段の定めがある場合を除く。

### (4) 社債の要項に別段の定めがある場合を除き、発行会社は、本社債の元金の全部または一部を期限前に償還または返済することができない。

## 担保

本社債には担保または保証は付されない。

## 本社債の地位

本社債は、発行会社の直接、無条件かつ無担保の債務であり、その相互の間において同順位であり、発行会社の現在および将来の他のすべての非劣後かつ無担保の債務と少なくとも同順位である。ただし、法律により優先されるべき一定の債務（オーストラリアの1959年銀行法（以下「オーストラリア銀行法」という。）により優先される金額（オーストラリア法により優先されるべき保護口座に関する発行会社の債務を含む。）およびオーストラリアの1959年準備銀行法（以下「準備銀行法」という。）に基づき優先される金額を含むがこれらに限定されない。）を除く。本社債は、発行会社の現在および将来の劣後債務に優先する。本社債はオーストラリアにおける預金債務または保護口座に該当せず、また、オーストラリア銀行法または準備銀行法により優先されない。

オーストラリア銀行法第13A条(3)は、公認預金受入機関 (Authorised Deposit-taking Institution)（以下「ADI」という。）（発行会社を含む。）がその債務を履行することができなくなった場合、または支

払停止に陥った場合、ADIのオーストラリアにおける資産は、以下の順序でADIの債務の履行に充当される旨規定している。

- (a) 第一に、オーストラリア銀行法第16A1条に基づきオーストラリア適正規制庁 (*Australian Prudential Regulation Authority*) (以下「APRA」という。) がADIに対して保有する権利に起因するADIのAPRAに対する債務 (もしあれば)
- (b) 第二に、オーストラリア銀行法第16A0条に基づくADIのAPRAに対する債務 (もしあれば)
- (c) 第三に、口座所持者がADIに保有する保護口座に関するADIのオーストラリアにおける債務 (もしあれば)
- (d) 第四に、ADIのオーストラリア準備銀行に対する債務 (もしあれば)
- (e) 第五に、オーストラリア銀行法第11CB条に基づき承認されるあらゆる産業支援契約に基づくADIの債務 (もしあれば)、および
- (f) 第六に、ADIのその他の債務 (もしあれば) (上記(a)ないし(e)とは別に当該その他の債務の優先順位に従う。)

準備銀行法第86条に基づき、オーストラリア準備銀行に対するADIの債務は、当該ADIの清算に際し、オーストラリア銀行法第13A条(3)の条件の下で、他のすべての債務に優先する。

オーストラリア銀行法第16条は、ADIの事業を監督するまたはADIの事業を監督する管理者を有するためのAPRAの費用 (報酬および経費に類する費用を含む。) は、ADIの資金から支払われ、APRAに対する債務となる旨を規定する。オーストラリア銀行法第13A条(3)の条件の下で、ADIのAPRAに対して支払うべきかかる債務は、ADIの清算に際し、ADIの他のすべての無担保債務に優先する。

法律により強制的に優先される債務に関する上記の記載は、網羅的なものではない。

#### 財務上の特約

該当事項なし。

#### 社債権者集会

(1) ( ) 本社債の未償還総額の10分の1以上にあたる本社債を保有する本社債権者が共同または単独で、書面により社債権者集会の開催を発行会社の代理人である財務代理人に対しその本店において請求する場合 (かかる本社債権者は財務代理人に対し、本社債の記録を行わせるために口座を開設している保振機構または関連する口座管理機関 (以下「口座管理機関」という。) により発行された当該本社債の保有を証する証明書 (以下「保有証明書」という。) を提示するものとする。)、または ( ) 発行会社が社債権者集会の開催を必要と認めて財務代理人に対し社債権者集会の開催予定日より少なくとも35日前の書面による通知をした場合、発行会社は本社債権者の利害に関連する事項を議題とする社債権者集会の招集を行う。ただし、社債の要項の修正については、本社債に基づく本社債権者の権利放棄を除き、発行会社の同意を必要とする。

社債権者集会が招集される場合、発行会社は上記「公告の方法」に従って当該社債権者集会の招集公告を当該集会の開催日の少なくとも21日前までに行い、かつ、財務代理人が発行会社のために、社債権者集会の招集および議事の進行の促進のために必要な手続をとるようにさせる。

(2) 本社債権者は当該社債権者集会において、自ら出席しもしくは代理人を通じて、または、発行会社もしくは発行会社に代わって財務代理人が定めるところに従って、書面もしくは (発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は) 電磁的方法により、その議決権行使することができる。社債権者集会においては、各本社債権者は当該本社債権者の保有する (その時点で未償還の) 本社債の金額に応じて議決権を有する。ただし、本社債権者は、当該集会の開催日の少なくとも 7 日前までに保有証明書を財務代理人に対しその本店において提示し、かつ、当該集会の開催日に当該集会において発行会社または財務代理人に対し保有証明書を提示しなければならず、さらに、当該本社債権者は、交付を受けた保有証明書を (場合に応じ) 保振機構または当該本社債権者の関連する口座管理機関に返還するまでは、本社債の振替の申請または抹消の申請をすることができない。発行会社は、その代表者を当該集会に出席させ、当該集会においてその意見を表明させることができる。

(3) 当該社債権者集会の決議は、当該集会に出席し、当該集会において議決権行使する権利を有する本社債権者 (以下「議決権者」という。) が保有する議決権の総数の 2 分の 1 超をもってこれをなす。ただし、下記の事項については特別決議を要する。

- (a) すべての本社債に関してなされる支払いの猶予、債務もしくは債務不履行によって生じた義務の免除または和解（下記（b）に記載の事項を除く。）。
- (b) すべての本社債に関してなされる訴訟行為または破産、会社更生もしくはこれに準ずる手続に関するすべての行為、ならびに
- (c) 社債権者集会において決議すべき事項の決定について、社債権者集会の決議により指名および授權される本社債権者の1名もしくは複数名の代表者（ただし、各代表者は（その時点で未償還の）本社債の総額の1,000分の1以上を保有する者でなければならない。）（以下「代表本社債権者」という。）または社債権者集会の決議により指名および授權される社債権者集会の決議を執行する者（以下「決議執行者」という。）の選任もしくは解任、または上記の者に委託した事項の変更。

「特別決議」とは、社債権者集会において、本社債の未償還総額にかかる議決権者が保有する議決権の総数の5分の1以上、かつ、当該集会に出席した議決権者が保有する議決権の総数の3分の2以上の賛成をもって採択される決議を意味する。

社債権者集会において行使された議決権の数の算定上、代理人によりまたは書面もしくは（発行会社が電磁的方法による議決権の行使を許可する場合は）電磁的方法により議決権を行使した本社債権者も、これに出席した議決権を行使したものとみなされる。

- (4) 上記にかかわらず、発行会社または本社債権者が社債権者集会の目的である事項について提案をする場合において、当該提案につき議決権者の全員が書面または（発行会社が電磁的方法による同意の意思表示を許可する場合は）電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社債権者集会の決議があったものとみなす。本段落に従い、社債権者集会の決議があったものとみなされた場合、発行会社は、財務代理人に対し直ちにその旨および当該決議の内容を通知する。
- (5) 本項に従って行われたまたは行われたとみなされた決議は、すべての本社債権者に対し、当該社債権者集会に出席したか否かを問わず、適用ある日本法の認める限度で拘束力を有し、その執行は代表本社債権者または決議執行者がこれにあたる。
- (6) 本項において、発行会社またはその子会社が保有する本社債は除外され、未償還でないものとみなす。
- (7) 社債権者集会は日本国東京都において開催される。
- (8) 本項の手続に要する一切の合理的な費用は、これを発行会社の負担とする。

#### 準拠法および管轄裁判所

発行会社による本社債の発行に関する権限を除き、本社債ならびにこれに基づく本社債権者を含むすべての当事者の一切の権利および義務は、すべて日本法に準拠し、日本法に従って解釈される。

社債の要項において別段の定めがある場合を除き、本社債に基づく義務の履行地は、日本国東京都とする。

本社債もしくは社債の要項から生ずるかまたはこれらに関する発行会社に対する一切の訴訟またはその他の裁判手続は、非専属的に、東京地方裁判所に対して提起することができ、発行会社は、かかる裁判所の管轄権に明示的、無条件かつ取消不能の形で服することに同意している。

発行会社は、本社債もしくは社債の要項から生ずるか、またはこれらに関する日本国東京都において提起されることのある一切の訴訟またはその他の裁判手続につき、発行会社の訴状その他の裁判上の書類の権限ある受取人として日本国東京都の、発行会社の東京支店の代表者を指名し、訴状その他の裁判上の書類を受けるべき場所として発行会社の東京支店のその時々の住所（現住所は、〒100-6333 日本国東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビルディング）を指定している。発行会社は、本社債の未償還残高が存する限り隨時、かかる指名および指定が完全な効力を有しそれを継続するのに必要な一切の行為（あらゆる書類および証書の作成および提出を含む。）をなすことに合意している。その時々のかかる受取人がなんらかの理由により発行会社のかかる権限ある受取人として行為することが不可能な場合、発行会社は直ちに日本国東京都に所在のある後任の権限あるかかる受取人を指名し、かつかかる指名が効力を有するのに必要な一切の行為をなすことを約束している。発行会社は、財務代理人に対し、かかる後任の受取人を指名したことを速やかに通知し、上記「公告の方法」に従いその旨を速やかに公告する。

本項に記載される事項は、本社債権者が、発行会社に対し、適用ある法律に基づき管轄権を有する裁判所において訴えの提起もしくはその他の訴訟行為を行う権利またはその他法律により認められている方法で訴状その他の裁判上の書類の送達を行う権利に影響を与えるものではない。

#### 摘要

## I. その他の社債の要項

### (1) 債務不履行事由

以下に掲げるいずれかの事由（以下それぞれを「債務不履行事由」という。）は、本社債に関する期限の利益喪失事由となる。

- (a) 本社債につき、利息の支払期日における支払いにつき不履行があり、かかる不履行が30日間継続した場合。
- (b) 発行会社が上記(a)に定められた義務を除き、社債の要項上の義務の履行または遵守を怠り、かかる場合（かかる懈怠が治癒できない場合を除く。）において、かかる懈怠が、当該懈怠を治癒することを要求する書面による通知（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。）が、いずれかの本社債権者によりまたはかかる者のために、財務代理人の本店において発行会社に対して行われた後30日間継続した場合。
- (c) オーストラリア法の用語上の合併または事業再編成または吸収合併を目的とする場合を除き、発行会社を清算または解散する旨の決議が可決された場合。
- (d) 発行会社が（オーストラリアまたはその他の適用ある破産法における意味において）債務の支払いを停止した場合。
- (e) 発行会社の事業および資産のすべてもしくは大部分につき、抵当権者が占有を取得しまたは管財人が選任され、かかる事由がその発生から45日間継続して、発行会社による本社債に基づく債務の履行を著しく阻害すると考えられる場合、または、発行会社による本社債に基づく債務の履行を著しく阻害するような発行会社の事業および資産のすべてもしくは大部分に対し差押もしくは強制執行が行われまたはその申立がなされ、60日以内に解除されていない場合。
- (f) 適用ある破産、会社更生またはその他類似の法律に基づき発行会社に対する手続が開始され、かかる手続が60日以内に解除または停止されていない場合。
- (g) 発行会社が、適用ある破産、支払不能、和議またはその他類似の法律に基づき自己に関する手続を開始し、またはこれに同意し（（オーストラリア法の用語上の）合併または事業再編成または吸収合併を目的とする場合を除き）、かかる手続が発行会社による本社債に基づく債務の履行を著しく阻害すると考えられる場合。

いずれかの債務不履行事由が発生した場合、各本社債権者は、その選択により、当該本社債権者によりまたはかかる者のために財務代理人の本店において発行会社に対する書面による通知をなすことにより（当該本社債権者は、かかる通知をなす時に、財務代理人の本店において、保有証明書を提示しなければならない。）、当該本社債権者が保有する本社債についての期限の利益の喪失を宣言することができ、当該本社債の金額およびこれに対する経過利息（もしあれば）が、直ちに支払われるものとする。ただし、財務代理人がかかる通知を受領する前に本社債に関するすべての債務不履行事由が治癒された場合はこの限りでない。

（ ）上記 (b)ないし(g) に掲げる事由のいずれかが発生した場合、または（ ）時の経過、通知の付与もしくはその双方により当該事由のいずれかが発生する事態が生じた場合、発行会社は、直ちに（ただし、上記（ ）の場合は発行会社がかかる事態を知ることとなったときに直ちに）、かかる事由または事態を財務代理人に通知し、その旨を本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。ただし、猶予期間もしくは治癒期間を条件としている上記 (b)、(e)および(f) に定められた当該事態が生じている場合、かかる公告は、かかる猶予期間もしくは治癒期間の満了直後まで行う必要はない。また、上記 (a) に掲げる事由が発生した場合、または時の経過によりかかる事由が発生することとなる事態が発生した場合において、かかる事由もしくは事態が上記 (a) に指定する猶予期間の満了後も継続している場合、発行会社は直ちにかかる事由または事態を財務代理人に通知し、かつその旨を本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告する。

本(1)の手続に要する一切の合理的な費用は、これを発行会社の負担とする。

本(1)の他の規定にかかわらず、Tier 1資本またはTier 2資本（隨時APRAにより定義される。）を構成する株式、社債またはその他の証券もしくは証書に関する義務を発行会社が履行もしくは遵守しなかつたこと、またはそれらに関する法的手続もしくは訴訟手続が起こされたことのみによっては、本社債に関する債務不履行事由は生じない。

(2) 合併制限等

- (イ) 以下のすべてを充足する場合を除き、発行会社は、他の法人と新設合併または吸收合併せずかつ他の法人に吸收合併されず、また、発行会社の全部または実質的に全部の財産および資産の他の者への売却、譲渡または移転（かかる新設合併もしくは吸收合併または財産および資産の売却、譲渡または移転を、以下「本再編行為」と総称する。）を行わない。
- ( ) (A)かかる吸收合併もしくは新設合併において発行会社が存続会社となるか、または(B)当該新設合併により新設される法人、発行会社を吸收合併する法人もしくは発行会社の財産および資産の全部もしくは実質的に全部を売却、譲渡、移転、もしくはその他の処分により取得する者（以下「承継者」という。）が発行会社、承継者および財務代理人が調印する財務代理契約の修正契約により本社債の支払期日における適時の支払いおよび発行会社が履行もしくは遵守すべき本社債のすべての約束の履行もしくは遵守を明示的に引受けること。
- ( ) 本再編行為が有効となった直後に、債務不履行事由および時の経過もしくは通知の付与または双方により債務不履行事由となる事態が発生および継続していないこと。
- ( ) 承継者または発行会社が、本再編行為およびその修正契約（もしあれば）が本(2)の規定に従つたものである旨および本再編行為に関する社債の要項記載のすべての前提条件が充足されている旨の承継会社または発行会社の正式に授權された役員1名が署名した証明書および定評ある社外の法律顧問の事実問題ではなく法的問題のみに関する法律意見書を財務代理人に交付していること。
- (ロ) 本(2)(イ)に従い、本再編行為を行う場合には、承継者は、あたかも承継者が元来本社債の発行会社であったのと同様に、本社債に基づく発行会社のすべての権利および権限行使することができ、本社債に基づく発行会社のすべての義務を履行しなければならず、発行会社（ここで「発行会社」とは、「1 社債（短期社債を除く。）の募集」第一段落において「発行会社」と定義されたオーストラリア・ニュージーランド銀行または本(2)に記載される方法によりそれ以前に「発行会社」となる承継者をいう。）は、これにより本社債に基づくすべての義務および約束を免除され、解散し、清算できるものとする。承継者がオーストラリア法域以外の法域の法律に基づいてまたはオーストラリア国外に設立された法人である場合、上記「償還の方法」および下記「摘要 - I. - (7) 租税上の理由による追加支払」において「オーストラリア」とは、爾後、かかる法域を指すものとみなす。
- (ハ) 本再編行為が発行会社の株主の決議または承認を得るために提案される前（実行可能かつ適法な場合に限る。）、および本再編行為の効力発生後、発行会社（または場合により承継者）は速やかにその旨を財務代理人に通知し、上記「公告の方法」に従って関連事項を本社債権者に対し公告する。
- (二) 本(2)に基づき交付される上記証明書および法律意見書の写しは、償還期日から1年後までの間財務代理人の本店に備えられ、その通常の営業時間中、本社債権者の閲覧に供され、本社債権者はこれを謄写することができる。かかる謄写に要する一切の費用は、これを請求する者の負担とする。
- (ホ) 疑義を避けるために言えば、本(2)において想定されている本再編行為のために本社債権者の同意は必要ない。本(2)の手続に要する一切の合理的な費用は、これを発行会社の負担とする。

(3) 元金および利息の支払方法

本社債の元金および利息の支払いは、支払代理人により、振替法および保振機構業務規程等に基づいて、本社債権者に対し、本社債権者が機構加入者である場合は直接、またそれ以外の場合には関連する口座管理機関を通じて、行われる。上記にかかわらず、支払代理人が、発行会社から受領した本社債の元金または利息の支払いに必要な資金を、関連する機構加入者に配分した時点で、発行会社は、社債の要項に基づくかかる支払義務から免責される。

本社債の元金または利息の支払期日が日本国東京都における銀行の営業日（以下「営業日」という。）ではない場合、本社債権者は翌営業日まで当該支払期日に支払われるべき金額の支払いを受ける権利を有せず、またかかる支払いの繰延べに伴う追加利息またはその他の追加支払いを受ける権利も有しない。

支払期日に支払われるべき本社債の元金または利息の全額を支払代理人がかかる支払期日後に受領した場合、財務代理人は、支払代理人によるかかる金額の受領後、可能な限り速やかに、ただし遅くとも14日以内に、本社債権者に対して上記「公告の方法」に従ってその旨および支払方法ならびに支払日の

公告を行う。かかる受領の時点でかかる支払方法または支払日（またはその双方）を決定することができない場合、財務代理人は、上記「公告の方法」に従ってかかる金額受領および決定された範囲内でかかる支払方法および支払日の公告を行い、後日、その決定後速やかに、かかる支払方法および／または支払日について、本社債権者に対して上記「公告の方法」に従って公告を行う。当該公告に要する一切の合理的な費用は、これを発行会社の負担とする。

(4) 本社債の様式等

本社債券は、本社債権者がその発行を請求できる振替法に規定された例外的な場合を除き、発行されない。本社債券が発行される場合、かかる本社債券は支払期日未到来の利札付無記名式に限るものとし、本社債権者は本社債券の記名式への変更または分割もしくは併合を要求することはできない。

本社債券が発行された場合、社債の要項は引き続き適用されるものとする。ただし、本社債の元金および利息の計算および支払いの方法、本社債権者による本社債に基づく権利の行使および本社債の譲渡に関連する運営上または手続上の事項、ならびに本社債に関するその他のすべての事項は、その時点で適用ある日本国の法令に従うものとし、その時点で適用ある日本国の法令の対象となっていない運営上または手続上の事項に関しては、その時点の日本の一般的な市場慣行に従うものとする。そのような状況のもと、財務代理人は、財務代理契約に従い、かつ、上述の運営上または手続上の事項に関してはその時点で適用ある日本国の法令および（かかる運営上または手続上の事項がその時点で適用ある日本国の法令の対象となっていない場合は）その時点の日本の一般的な市場慣行に従って、本社債に関し発行会社の財務代理人として職務を継続して行うものとする。上述の運営上または手続上の事項に関する社債の要項の規定と上述のその時点で適用ある日本国の法令および（かかる運営上または手続上の事項がその時点で適用ある日本国の法令の対象となっていない場合は）その時点の日本の一般的な市場慣行の間に齟齬がある場合、当該日本国の法令および市場慣行が優先するものとする。ただし、（疑義を避けるために述べれば）この段落に従って当該市場慣行が適用されても、本社債に基づくまたは本社債に関して発行会社によってなされるいかなる支払いの金額にも時期にも影響は及ばないものとする。

本社債券の当初の発行に要する一切の合理的な費用は、これを発行会社の負担とする。

(5) 時効

本社債の支払請求権の消滅時効は、元金については10年、利息については5年とする。

(6) 社債原簿

本社債の社債原簿は、発行会社に代わって財務代理人がこれを作成および管理し、その本店に備え置く。

(7) 租税上の理由による追加支払

(イ) 発行会社によるまたは発行会社のための本社債の元金および利息または利息の性質を有する金額の支払いはすべて、オーストラリアもしくはその下部行政区画またはそれらのもしくはそれらの域内の課税の権限を有する当局により、またはそれらのために賦課、徴収、源泉徴収または査定される現在または将来の公租公課または政府賦課金（性質の如何を問わない。）（以下「租税」と総称する。）のための控除または源泉徴収を行うことなくされる。ただし、オーストラリアの法令により、かかる控除または源泉徴収が要求される場合はこの限りでない。かかる場合、発行会社は、本社債権者の受取額が、かかる控除または源泉徴収が要求されなければ本社債権者が受領できたであろう金額に等しくなるために必要な追加額（以下「追加額」という。）を支払う。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、本社債に関して、上記の追加額は支払われない。

(a) ( ) 単に本社債を保有していることまたは( ) 本社債に関し元金、利息またはその他関連ある支払いを受けたこと以外にオーストラリアと何らかの関係（現在または過去を問わない。）があることを理由として、本社債につきかかる租税の支払義務を負っている本社債権者または本社債に関するいかなる持分もしくは権利でも実質的に保有する者に対する、またはこれらを代理する第三者に対する支払いの場合。

(b) 現在または将来において有効な法的要件に従うことにより、または非居住者の宣言、その他主張もしくは免除の提出を行うことにより、または適法な納税申告番号、オーストラリア事業番号またはその他の免税情報を提供することにより、かかる控除または源泉徴収を適法に回避できる

(がそのように回避しなかった)本社債権者または本社債に関するいかなる持分もしくは権利でも実質的に保有する者に対する、またはこれらを代理する第三者に対する支払いの場合。

- (c) 当該本社債権者または本社債に関するいかなる持分もしくは権利でも実質的に保有する者が(2001年オーストラリア会社法の意味における決済機関、支払代理人、カストディアン、ファンドマネジャーもしくは登録制度の担当機関としての資格によることなく行為する)発行会社の海外関連法人である場合。
- (d) オーストラリア連邦税務長官の決定の結果課税されるオーストラリアの利子源泉課税を理由とする場合。かかる税金は本社債権者(または本社債権者を代理する第三者)がかかる課税を回避する制度(発行会社はかかる制度の当事者ではなく、またこれに関与もしていない。)の当事者であるまたはこれに関与しているという状況において豪州租税法に基づき支払われる。
- (e) オーストラリアの居住者またはオーストラリア国内の自身の恒久的施設においてもしくはこれを通してオーストラリアにおいて事業を行っている非居住者(本(7)(イ)において「オーストラリアの居住者」、「非居住者」および「恒久的施設」という表現は豪州租税法により与えられている意味を有する。)である本社債権者または本社債権者を代理する第三者に対する支払いの場合において、同法第126条(または同等の条項)が発行会社に対して当該本社債につき支払われる利息に係る所得税の納付を要求し、かかる所得税が当該本社債権者が「オーストラリアの居住者」またはオーストラリアにおいて事業を営む「非居住者」でなければ納付されることのない場合。
- (f) 本社債の元金および利息の支払いからの控除または源泉徴収以外の方法で支払われる税金を理由とする場合。
- (g) 豪州租税法第255条もしくは豪州1953年租税管理法別表第1第260-5条または類似の法律に基づく指示通知を発行会社が受領したことによる源泉徴収または控除を理由とする場合。
- (h) 課税当局との間で締結された契約の条件に従って課される場合を含め、1986年アメリカ合衆国内国歳入法(以下「内国歳入法」という。)(もしくは内国歳入法の改正法もしくは承継法)第1471条ないし第1474条およびその現在もしくは将来の規則もしくは公権的解釈または内国歳入法の当該条項もしくは米国以外の法律の類似の規定のいずれかの施行に関連して締結された政府間協定に従って採用された米国もしくは米国以外の財政上もしくは規制上の法律、規則、指針もしくは慣行に基づいて、本社債権者、実質的保有者または発行会社もしくは一連の支払いにおける代理人が行う支払いについて保管もしくは管理を行う代理人に対する支払いに課される源泉徴収または控除を理由とする場合(本社債権者、実質的保有者もしくは支払いについて保管もしくは管理を行う代理人が、当該本社債権者、実質的保有者もしくは代理人に関する納税証明書もしくはその他の識別情報の提出の要求を満たすことができなかった場合またはかかる証明書、識別情報および本社債に関するその他の情報を課税当局に開示することを禁止する法律の免除を確保することができなかった場合を含む。)。

「1 社債(短期社債を除く。)の募集」において、下記の用語は以下の意味を有する。

「豪州租税法」とは、オーストラリアの1936年所得税査定法または1997年所得税査定法の適用あるいは(かかる語は一切の修正または承継法を包含する。)をいう。

「海外関連法人」とは、オーストラリア国内の恒久的施設においてもしくはこれを通して事業を行うにあたり本社債を取得しないオーストラリアの非居住者であるか、または、オーストラリア国外の恒久的施設においてもしくはこれを通して事業を行うにあたり本社債を取得するオーストラリアの居住者である発行会社の関連法人(豪州租税法の第128F条において定義される。)をいう。

(口) 「1 社債(短期社債を除く。)の募集」において、元金または利息には、本(7)に従い元金または利息に關しそれぞれ支払われるべき追加額を含むものとみなす。

本(7)の手続に要する一切の合理的な費用は、これを発行会社の負担とする。

#### (8) 通貨の補償

本社債の元金、利息または本社債に関して支払うべきその他の金額の支払いを命ずる判決または命令がいずれかの裁判所によりなされ、かかる判決または命令が日本円以外の通貨で表示されている場合には、かかる判決または命令に關連して本社債権者がかかる通貨により受領したまたは補填されたいかなる金額も日本円で受領したまたは補填された金額の範囲でのみ発行会社を免責するものであり、発行会社は、かかる本社債権者に対し、( )かかる判決もしくは命令(またはその一部)のために日本円以外

の通貨で表示されている金額に換算されたまたは換算されたものとみなされた日と（ ）かかる判決もしくは命令（またはその一部）の履行がなされた日との間に生じた換算率の変動から生じる不足額を補填するために必要な金額を支払うことを約束する。適用ある法律が認める範囲で、上記の約束は、発行会社の他の債務から別個、独立の債務を構成し、発行会社に対する別個、独立の請求原因となり、その時々の本社債権者が猶予したか否かを問わず適用され、いかなる判決または命令にもかかわらず継続して完全な効力を有するものとする。

(9) 修正および変更

適用ある法律により最大限許容される範囲において、社債の要項については、以下の修正および変更のみに限り本社債権者の同意なしに加えることができる。すなわち当該修正および変更是、不明確な条項の明確化、形式的、軽微もしくは技術的な修正、明白もしくは裏付けのある誤謬もしくは誤りのある条項に関する訂正もしくは追加、法律上の強行規定を遵守するための修正、本社債権者の利益のために行う約束の追加、発行会社に授与された権利もしくは権限の放棄、または、発行会社が必要としつつ要望するもので、かつ本社債権者の利益に悪影響を生じないような方法によるその他の修正および変更とする。当該修正または変更是、実施後可能な限り速やかに、上記「公告の方法」に従い、発行会社の費用負担により、本社債権者に対し公告されるものとする。

(10) 追加発行および統合

発行会社は、本社債権者の同意なく隨時、本社債とすべての点で（またはその最初の利息（もしあれば）の金額および支払期日、および／または発行価格以外すべての点で）同一の条項を有し、未償還の本社債に統合され未償還の本社債と単一のシリーズを構成することとなる追加社債（以下「追加社債」という。）を保振機構業務規程等に従って発行することができる。追加社債の発行日以降、社債の要項の各条項は当該追加社債に適用される。

(11) 日本国の租税

以下の情報は、現在適用されている日本国の税法および租税実務の完全な要約ではない。税務上の取扱いについて疑義を持つ潜在的投資者は、自らの専門家に対して助言を求めるべきである。

日本国の居住者および内国法人が支払いを受ける本社債の利息、本社債の償還により支払いを受ける金額が本社債の取得価額を超える場合の差額（以下「償還差益」という。）および本社債の譲渡により生ずる所得は、日本国の租税に関する現行法令の定めるところにより一般的に課税対象となる。

日本国内に恒久的施設を有しない日本国の非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息、償還差益および本社債の譲渡により生ずる所得には、原則として日本国の租税は課されない。日本国内に恒久的施設を有する日本国の非居住者および外国法人が支払いを受ける本社債の利息、償還差益および本社債の譲渡により生ずる所得には、日本国の租税が課される可能性がある。なお、かかる日本国の非居住者および外国法人の納税義務は、適用される租税条約の規定により、さらに限定されまたは免除されることがある。

(12) オーストラリアの租税

以下の情報は、現在適用されているオーストラリアの税法および租税実務の完全な要約ではない。税務上の取扱いについて疑義を持つ潜在的投資者は、自らの専門家に対して助言を求めるべきである。

**所得税および源泉徴収税**

以下は、本書提出日現在におけるオーストラリアの発行者についての本社債の利息（この要約において利息の性質を有する金額および利息に代わる形式に転換されたと合理的にみなされる金額を含む。）の支払いおよび一定の事項に関するオーストラリアの課税上の取扱いを要約したものである。この要約は網羅的ではなく、特に一定の種類の本社債権者（証券ディーラーなど）についての課税上の取扱いは対象としていない。本社債を今後保有しようとする者は、本社債の特定の条項が本社債の課税上の取扱いに影響を及ぼす可能性があることに留意すべきである。以下は、一般的な説明にとどまり、相応の注

意をもって扱われるべきである。自身の税務上の位置付けに疑義を持つ本社債権者は、専門家の助言を求めるべきである。

現時点では有効なオーストラリアの法律では、本社債権者がオーストラリアの居住者ではなく、かつ、適用されるオーストラリアの税法および租税条約の定める意味において、本社債の保有または本社債に対する持分が帰せられるまたは実質的に関連する恒久的施設においてまたはこれを通じてオーストラリアにおいて事業を行っていない場合には、本社債権者は、本社債の元金、プレミアム（もしあれば）または利息について、利息に対する源泉徴収税を除き、いかなる性質のオーストラリアの公租公課も課されない。

オーストラリアの非居住者（オーストラリア内の恒久的施設においてまたはこれを通じて事業を行うオーストラリアの非居住者であって、いかなる場合もオーストラリアの源泉徴収税が課されない者を除く。）およびオーストラリア外の恒久的施設においてまたはこれを通じて事業を行うオーストラリアの居住者に対して発行された本社債の利息は、一定の条件が充足される場合には、豪州租税法第128F条に基づくオーストラリアの源泉徴収税の免除の対象となる。豪州租税法第128F条における免除は、以下を条件とする。

- (1) 本社債の発行時および本社債に対する利息の支払時において、発行者がオーストラリアの居住者またはオーストラリア内の恒久的施設においてもしくはこれを通じて事業を行うオーストラリアの非居住者であること。
- (2) 公募基準が満たされること。公募基準は多くの方法のうちの一つを満たせば足りる。要約すると、公募基準を満たす方法には以下が挙げられる。
  - (a) 金融市場での取引において、融資事業または有価証券の投資事業もしくは売買事業を行う者で、かつ互いに豪州租税法第128F条(9)に基づく関係者ではない10以上の者に対する勧誘
  - (b) 過去に社債を取得した、または社債の取得に関心を持つ可能性のある100以上の投資者に対する勧誘
  - (c) 上場社債の勧誘であり、発行者がかかる上場を目指すことを要する契約を社債の募集に関連するディーラー、幹事会社または引受会社と事前に締結しているもの
  - (d) 金融市場で社債または債務の取引に使用される電磁的形式またはその他の形式で公に開始された交渉の結果としての勧誘
  - (e) 上記のいずれかの方法で30日以内に本社債を販売する旨の同意をするディーラー、幹事会社または引受会社に対する勧誘
  - (f) 大券の発行かつ大券に関連する権利の設定であり、かかる大券に関連する権利の設定が上記の5つの方法のいずれかを遵守するもの

豪州租税法第128F条に基づく免除は、以下のいずれかの場合には付与されない。

- (1) 発行の時点で、本社債または本社債に対する持分が、発行会社の海外関連法人（Offshore Associate）（本社債の募集に関連するディーラー、幹事会社もしくは引受会社として行為する者、または証券決済機関、カストディアン、ファンドマネジャーもしくはオーストラリアの登録制度の責任を負う団体として行為する者を除く。）により、直接または間接を問わず、取得されるか後日取得が予定されていることを、発行会社が知っていたかまたはこれを疑う合理的な理由があった場合。
- (2) 本社債に関する利息の支払いに関連して、支払いの時点で、利息が発行会社の海外関連法人（証券決済機関、支払代理人、カストディアン、ファンドマネジャーまたはオーストラリアの登録制度の責任を負う団体として支払いを受領する者を除く。）に支払われる予定であったことを、発行会社が知っていたかまたはこれを疑う合理的な理由があった場合。

発行会社は、公募基準を満たすことを目的とし、またはその他豪州租税法第128F条の要件を満たす方法で、本社債を発行することを計画している。

発行会社は、上記「摘要 - I. - (7) 租税上の理由による追加支払」に記載の公租公課またはその他の政府賦課金にかかる金額を控除または源泉徴収することが法律により強制された場合には、上記「摘要 - I. - (7) 租税上の理由による追加支払」に定める一定の例外を除き、かかる控除または源泉徴収の後に本社債権者の受領する純額が、かかる控除または源泉徴収が必要でなければ受領したであろうそれぞれの金額と等しくなるようにするために必要となる追加額（上記「摘要 - I. - (7) 租税上の理由による追加支払」に定義される。）を支払わなければならない。

現行のオーストラリア法に基づき、

- (1) 本社債について豪州租税法第128F条の要件が充足されていることを前提に、オーストラリアの非居住者であり、かつ、オーストラリア内の恒久的施設においてまたはこれを通じて取引または事業を行う過程においてこれまでに本社債を保有していなかった本社債権者に対する元金および利息の支払いについてオーストラリアの所得税は課されない。
- (2) オーストラリアの非居住者であり、かつ、オーストラリア内の恒久的施設においてまたはこれを通じて取引または事業を行う過程においてこれまでに本社債を保有していなかった本社債権者は、本社債の売却または償還により当該年度中に実現した利益について、かかる利益がオーストラリアに源泉を有しない限り、オーストラリアの所得税を課されない。オーストラリアの非居住者である本社債権者が他のオーストラリアの非居住者に本社債を売却したことにより実現した利益について、本社債がオーストラリア外で売却され、かつ、すべての交渉と文書作成がオーストラリア外で行われる場合には、オーストラリアに源泉を有するとはみなされない。
- (3) 死亡時に保有されていた本社債は、オーストラリアもしくはその下部行政区画またはそれらの域内の課税の権限を有する当局によるいかなる相続税、遺産税または継承税の対象にもならない。
- (4) オーストラリア外における本社債の発行または本社債の譲渡に関して、オーストラリアにおいて従価税、印紙税、発行税、登録免許税または類似の租税は課されない。

豪州租税法第126条は、発行会社がオーストラリア税務局に本社債権者の氏名および住所を開示しなかった場合、無記名債（一定の無利息約束手形を除く。）に関する利息（同条に定義される。）の支払いに対して一定の種類の源泉徴収税を課すとしている。現行法の下では、45%の源泉徴収税率が適用されている。社債発行が豪州租税法第128F条の要件を充足する場合または利子源泉徴収税が課される場合には、第126条は、オーストラリア内の恒久的施設においてもしくはこれを通じて事業を行わない非居住者が保有する本社債の利息の支払いに対しては適用されない。ただし、一定の状況において保有される本社債に関する第126条の適用に関しては明確ではない。本社債権者の氏名および住所がオーストラリア税務局に開示された場合、第126条はいかなる状況においても適用されない。

オーストラリア連邦税務長官は、豪州租税法第255条、1953年租税管理法別表第1第260-5条または類似の規定に基づき、発行会社に対して、いかなる相手方（本社債権者を含む。）に対する支払額からも、かかる相手方が支払うべきオーストラリアの税金に関する金額を控除するよう、要求する指示を行うことができる。

オーストラリア政府は、本社債などの金融商品の税制度に影響を及ぼしうる金融取引課税(TOFA)に係る特定の制度を制定した。金融取引課税制度がいつ適用されるかについての規定は複雑ではあるが、概して、金融取引課税制度は、特定の納税者により取得された本社債などの特定の金融取引に適用される。いずれにせよ、金融取引課税制度は、本社債につき支払われる利息に関し、豪州租税法第128F条によるオーストラリア利子源泉徴収税の免除を覆す措置を含んではいない。金融取引課税制度は、オーストラリアの非居住者であり、かつ、オーストラリア内の恒久的施設を通じて取引または事業を行う過程において本社債を保有していなかった本社債権者が得た利益または蒙った損失には、当該本社債権者により本社債に関して実現された、本社債につき支払われる利息以外の利益について、オーストラリアに源泉を有しない限り、適用されない。

## · 信用格付

### (1) 信用格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。）（以下「金融商品取引法」という。）第66条の27に基づく登録を受けた信用格付業者（以下「信用格付業者」という。）から提供されもしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供されもしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

### (2) 無登録格付業者から付与された信用格付

本社債について、発行会社は、本社債の条件決定後に信用格付をムーディーズ・インベスターズ・サービス・ピーティーウェイ・リミテッド（以下「ムーディーズ」という。）およびS&Pグローバル・レー

ティング・オーストラリア・ピーティーウイ・リミテッド(以下「S&P」という。)(これらは信用格付業者として登録されていない。これら2格付業者を、以下「無登録格付業者」という。)よりそれぞれ取得する予定である。

なお、発行会社の長期無担保非劣後債務について、2024年9月11日現在、ムーディーズからAa2、S&PからAA-の格付をそれぞれ付与されている。

(注) 無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受けける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズおよびS&Pについては、それぞれのグループ内に、信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第2号)およびS&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号:金融庁長官(格付)第5号)を有しており、ムーディーズおよびS&Pは、上記信用格付業者それぞれの特定関係法人(同内閣府令第116条の3第2項に定義される。)である。ムーディーズおよびS&Pそれぞれの信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されている( )ムーディーズ・ジャパン株式会社のウェブサイト(<https://ratings.moodys.com/japan/ratings-news>)の「規制関連」のタブ下にある「開示」をクリックした後に表示されるページの「無登録格付説明関連」の欄に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」および( )S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/>)の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」(<https://www.spglobal.com/ratings/jp/regulatory/content/unregistered>)に掲載されている「格付けの前提・意義・限界」において、それぞれ公表されている。

## 2 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
1,620億円	2億9,460万円	1,617億540万円

(注)各金額は、第12回円貨社債および第13回円貨社債の合計である。

### (2) 【手取金の使途】

発行会社は銀行であり、本社債の発行による手取金は、発行会社によりその一般事業目的(今後満期となる発行会社既存債務の返済および融資先への新規貸付を含む。)のために隨時使用される。手取金の支出予定期については、発行会社の2025年事業年度末(2025年9月30日)までが予定されているが、明確には特定できない。

## 第2 【売 出 要 項】

該当事項なし

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4 【その他の記載事項】

発行会社の名称およびロゴ、共同主幹事会社の名称ならびに本社債の名称が本社債の募集に関する発行登録追補目論見書の表紙に記載される。

下記の文言が発行登録追補目論見書の表紙裏に記載される。

「オーストラリア・ニュージーランド銀行第12回円貨社債(2024)およびオーストラリア・ニュージーランド銀行第13回円貨社債(2024)（以下「本社債」と総称します。）に関し、社債の管理会社は設置されておりません。このため、発行会社が本社債に基づく義務を履行しない場合などには、本社債の元金および利息の支払いを受け取り自らの権利を保全するための一切の行為を、必要な場合には、各々の本社債の社債権者（以下「本社債権者」といいます。）が自ら行わなければなりません。財務代理人は発行会社のためにのみその職務を行い、本社債権者に対していかなる義務をも負担しませんし、また、本社債権者との間で代理または信託関係を有するものではありません。」

## 第二部 【公開買付けに關する情報】

該当事項なし

### 第三部 【参 照 情 報】

#### 第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

##### 1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 2023年度（自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日）  
令和6年2月1日 関東財務局長に提出

##### 2 【半期報告書】

2024年度上半期（自 令和5年10月1日 至 令和6年3月31日）  
令和6年6月18日 関東財務局長に提出

##### 3 【臨時報告書】

該当事項なし

##### 4 【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし

##### 5 【外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし

##### 6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし

##### 7 【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を令和6年9月10日に関東財務局長に提出  
訂正報告書（上記2の半期報告書の訂正報告書）を令和6年9月10日に関東財務局長に提出

#### 第2 【参照書類の補完情報】

(1) 参照書類である有価証券報告書（訂正報告書を含む。）および半期報告書（訂正報告書を含む。）（以下「有価証券報告書等」と総称する。）の「事業等のリスク」に記載された事項について、本書に添付の「有価証券報告書等の提出日以後に生じた重要な事実」の1、2、3および5項に記載された変更を除き、当該有価証券報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（令和6年9月12日）現在、重大な変更は生じていない。

(2) 参照書類である有価証券報告書等には一定の将来に関する記述が含まれることがあるが、  
(a) 有価証券報告書（訂正報告書を含む。）の場合、半期報告書（訂正報告書を含む。）または本発行登録追補書類（添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合、および  
(b) 半期報告書（訂正報告書を含む。）の場合、本発行登録追補書類（添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日現在、発行会社は当該記述に関して重大な悪変化はないと考えており、本発行登録追補書類に記載すべき追加の将来に関する記述はない。  
なお、参照書類、発行登録書、訂正発行登録書および本発行登録追補書類（いずれも添付書類を含む。）における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

### 第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

## 第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし